

実験計画書の確認に関する注意喚起についての申合せ

令和7年12月15日制定

香川大学で行う動物実験において、実験計画書の内容確認を怠った結果、関係者に、業務上通常より労力をかけた場合について、下記のとおり申合せるものとする。

記

1. 香川大学で行う全ての動物実験計画・遺伝子組換え実験計画を本申し合わせの対象とする。
- 2-1. 計画書の不備等により、動物実験委員会事務処理及び関係者に過度の労力を要する事例が発生した場合、動物実験責任者に対して動物実験委員会から注意喚起の文書を送付する。
- 2-2. 2-1に該当する事例を繰り返し発生させた動物実験責任者には、動物実験委員会への反省文の提出を求める。